

相良村振興推進本部設置要項

（目 的）

第1条 新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を推進するにあたり、流水型ダムの建設地として大きな影響を受ける相良村の振興策を支援するため、相良村振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）相良村の目指す振興策の実現に向けた県の支援に関すること。
- （2）相良村の振興策の進行管理に関すること。

（組 織）

第3条 推進本部は、知事、副知事、別表に掲げる職員で構成する。

- 2 本部長は、知事を充てる。
- 3 本部長は、会議を主宰し、統括する。
- 4 本部長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 副本部長は、副知事を充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。
- 7 本部長は、必要があると認められる時は、構成員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

（推進委員会）

第4条 推進本部に振興策の着実な推進等を図るため、相良村振興推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会の設置、運営については、別に定める。

（事務局）

第5条 推進本部の事務局を、企画振興部球磨川流域復興局に置く。

（雑 則）

第6条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年2月7日から施行する。

別表（第3条関係）

知事公室長、総務部長、企画振興部長、デジタル戦略局長、球磨川流域復興局長、健康福祉部長、環境生活部長、商工労働部長、観光文化部長、農林水産部長、食のみやこ推進局長、土木部長、企業局長、教育長、警察本部長、県南広域本部長、県南広域本部球磨地域復興局長
--